

「西宮市地域福祉計画（素案）」に対する 意見提出手続（パブリックコメント）の結果を公表します

「西宮市地域福祉計画（素案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）について、ご意見の概要とそれに対する市の考え方をとりまとめましたので公表します。

貴重なご意見をいただきありがとうございました。

※ いただいたご意見は、原則として要約したものを記載しています。

※ 個人・団体等への誹謗中傷など市が不適切と判断した内容や、個人等が特定される内容については、記載していません。

1. 意見募集結果概要

【意見募集期間】 令和3年（2021年）12月6日（月）
～令和4年（2022年）1月12日（水）

【意見提出者数】 10名

【意見提出件数】 38件


〈回答分類別〉

回答分類	説明	件数
①素案に記載済の内容です	いただいたご意見の内容は既に素案に盛り込まれています。	1
②素案を修正します	いただいたご意見をもとに素案を修正します。	3
③今後の参考・検討とします	素案の修正はしませんが、いただいたご意見は今後の参考（検討）にします。	23
④素案のとおりとします	ご意見の反映や対応が困難、または、市の考え方と方向性が合致しない内容です。	5
⑤その他	素案の内容と直接関係のないご意見、感想等（①～④に該当しないもの）。	6
	合計	38

問合せ先：西宮市地域共生推進課 TEL 0798-35-3286

2. ご意見の概要及び市の考え方について

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	頁	分類
■第1章 計画の策定にあたって					
1	<p>○関連計画との関係</p> <p>西宮市社会福祉協議会では既に第9次地域福祉計画がスタートしている。「西宮市地域福祉計画」との関係と位置づけは？</p>	1	<p>【素案に記載済み】</p> <p>本計画と、西宮市社会福祉協議会が策定する「地域福祉推進計画」及び地区社会福祉協議会が策定する「地区福祉計画」との関係につきましては、計画の施策・事業の相互連携を図りながら、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進していくものとして位置づけております。</p>	P4	①
2	<p>○関連計画との関係</p> <p>都市交通計画と連携して考えて欲しい。西宮市の道の状況がとても悪く、整備して欲しい。高齢者や車いすの障害者、聾啞の方々安心して歩ける道ではないと思う。停止車が歩道に乗り上げていることも少なくない。</p> <p>訪問看護は、医療事情を踏まえてニーズが増えているが、医療車が地域に受け入れられずに利用者を待たせている。デイサービスも、送迎車は近隣への迷惑にもなっている。</p> <p>制度として駐車許可証の手続きが煩雑。警察は取り締まればいいのかもしれないが、医療や福祉サービスは公的な部分を担っている。警察や交通計画と連携して考えて欲しい。交通・駐車のを計画に入れないと、地域医療福祉の足がなくなってしまう。サービス従事者が違反金や罰則を引き受けることはとてもばからしい。それらを保証しなければ、医療福祉の担い手が安心して仕事を全うできなくなるし、サービスの質の低下にもなりかねない。</p>	1	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>本計画は、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超越して包括的な支援体制を構築することで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指すことを主眼とした計画として策定しています。</p> <p>いただいたご意見を参考にしながら、今後も市が策定する諸計画と連携し、取り組みを進めて参ります。</p>	P4	③

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	頁	分類
■第3章 計画の基本的な考え方					
3	<p>○計画の基本理念</p> <p>基本理念は市役所、公民館、図書館など人目につくところに掲げて欲しい。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>本計画は、市ホームページに掲載するほか、本庁並びに各支所・サービスセンター、関係機関等に配布します。多くの方に本計画を知っていただけるよう、周知・啓発に努めて参ります。</p>	P14	⑤
4	<p>○計画の重点施策</p> <p>「(1) 参画・協働を通じて課題を把握・対応し、支えあう仕組みづくり」とあるが、支え合う部分の記載が希薄である。仕組みのイメージ図では支え合い(課題を把握し対応)の記載があるが、30頁・31頁では場の充実や居場所づくり支援に終始している。共生型地域交流拠点は介護保険制度を活用して設置、運営するとの記載があるので生活支援につながるが、高齢者に限られているのではないか。シニアサポートもファミリーサポートも既存のもので社協ボランティア活動支援も今までの取り組みと変わらないと思う。課題を把握しても誰が対応できるのか支援につながらないケースが多々ある。支え合いの取り組みを明確にして欲しい。</p> <p>「(2) 権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進」のイメージ図でアウトリーチによる支援等を含めた継続的な伴走支援とあるが、36頁・37頁が具体的な支援体制になるのか?</p> <p>相談窓口へ自発的に出向ける人は良いが、継続的な伴走支援を行うには、様子確認の積極的な声掛けが必要なので、具体的な記載が欲しい。課題や支援のニーズに気づき発信しても、対応できるサービスがなかったりグレーゾーンをフォローできる所がなかったりして無力さを感じてしまう市民もいる。</p>	1	<p>【素案を修正】</p> <p>以下のとおり素案を修正します。</p> <p>◆素案 P17 リード文の修正 (修正前)</p> <p>本計画において、特に重点的に取り組む内容を「重点施策」に位置づけ、次の通り推進します。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>(修正後)</p> <p>本計画では、「参加・協働を通じて課題を把握・対応し、支えあう仕組みづくり」と「権利擁護支援と総合相談支援体制の一体的な推進」を柱として、相互に重なりあいながら本市における包括的な支援体制の構築を総合的に推進します。</p> <p>◆素案 P17・P18 の主な取り組みの記載内容を、1つにまとめて「重点的に取り組む内容」としてリード文を加えて記載。</p>	P17 P18	②

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	頁	分類
			<p>市は、包括的な支援体制の構築に向けては、重点施策として掲げている「（１）参画・協働を通じて課題を把握・対応し、支えあう仕組みづくり」と「（２）権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進」は別々に取り組むのではなく、相互に重なり合いながら、一体的に取り組んでいくことが重要だと考えていますが、素案の記載では、一体的に取り組んでいくことの表現が不十分でしたので、素案を修正します。</p> <p>いただいたご意見を参考にさせていただき、地域に存在する課題を把握し解決ができるよう、本市における包括的な支援体制の構築を推進して参ります。</p>		
5	<p>○計画の重点施策</p> <p>現状の整理として「相対的貧困世帯やヤングケアラー、8050 問題等の課題を抱える人が一定いると考えられ、実態を把握するとともに包括的に支援をしていく体制を構築する必要があります。」とあり、実態把握に関しては、「（１）参画・協働を通じて課題を把握・対応し、支えあう仕組みづくり」に反映されていると理解した。</p> <p>しかし、イメージとして記されている「拠点や活動の場を交流の機会だけでなく、課題の把握・対応、社会参加につなぐ仕組みとして機能させることで、誰一人取り残さない地域の実現を目指します。」という方法での実態把握は、難しすぎるのではないか。図も、高齢分野のイメージが濃いように見える。少なくとも、ヤングケアラーやひきこもりの方に対する市独自の实態把握調査は必要ではないか。</p>	1	<p>【素案を修正】</p> <p>4と同じ。</p>	P17 P18	②
6	<p>○計画の重点施策</p> <p>重点施策1に「参画・協働を通じて支えあう仕組みのイメージ」とあるが、どこの、誰が、どのように。中心となる組織・人等の仕組み</p>	1	<p>【素案を修正】</p> <p>4と同じ。</p>	P17 P18	②

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	頁	分類
	<p>は？</p> <p>個人情報の問題で把握しても外には出せない。また、自治会が情報を提供しても、地区社協、市社協、市からの情報はない。気が付いた役員が、地域包括支援センターに具体的に相談している。</p> <p>また、重点施策2に「権利擁護を必要とする人を地域の中で早期発見・漏らすこと無く受け止め」とあるが、具体的に、どこの、誰が、どのように。システム作りは？</p>				
7	<p>○地域福祉の圏域の整理</p> <p>「地区社協圏域（36 圏域）」とあるが、計画策定の趣旨（P1）の文中には「市内に35ある地区社会福祉協議会」となっている。1 圏域は地区社会福祉協議会がないということか。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>西宮市社会福祉協議会では、概ね小学校区を単位として36の身近な小地域を設定し、西宮浜地区を除く35の地区において地区社会福祉協議会が組織され、住民主体の小地域福祉活動が実施されています。（西宮浜地区では地区社会福祉協議会は組織されていませんが、小地域福祉活動を実施するための会議体等が組織されています。）</p> <p>本計画では、地域福祉の圏域の整理の中で、これらの36の小地域を「地区社協圏域」と称し、地域福祉の推進に向けた重層的なネットワークの構築を推進して参ります。</p>	P19	⑤
■第4章 施策の展開					
8	<p>○当事者主体の取り組みへの支援</p> <p>「当事者・当事者組織の活動等への支援」について、当事者（組織）が「主体」となる意義・意図はよくわかるが、ハードルが高いと感じた。</p> <p>当事者が主体的な活動を行うためには、主体性を引き出す働きかけが大切に思う。主体性の名のもとで、潜在化してしまわないか心配である。</p>	1	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>ご意見のとおり、当事者・当事者組織の活動等への支援は、活動が主体的なものになるように、主体性を引き出す働きかけが重要だと認識しております。効果的な支援が行えるよう、引き続き努めて参ります。</p>	P22 P31	③

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	頁	分類
9	<p>○多様な主体の地域づくりへの参画と協働</p> <p>「地縁団体等の地域活動への参加の促進」とあるが、今までどんな支援して、その結果、効果が上がった点は、見直すべき所を示して欲しい。</p>	1	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>地縁団体等の活動組織に対して、設立時の手続き支援をはじめ、運営の補助、団体等が公益的な活動を実施する際の保障制度についての広報や運用を実施しています。</p> <p>本計画においては、素案 P22 に「①地域づくりに向けた協議・協働の場づくり」を記載し、地域福祉の推進に向けては、地縁団体をはじめ、当事者組織やテーマ型コミュニティ、社会福祉法人、企業といった活動主体が地域づくりに関わるのが重要であると認識のもと、地域課題の解決に向けた協働ネットワークづくりに努めて参ります。</p>	P23	③
10	<p>○日常적인見守り活動と緊急時・災害時の支援体制の強化</p> <p>民生委員の役割は、その選択活用をして欲しい家庭への寄り添いである。「高齢者実態把握調査」はまさにその寄り添いができるもの、自ら SOS の声を出せない世帯を見出すものである。長年の訪問、積み重ねの出会いにより信頼関係の構築ができたことの賜物であり、担当課との連携で、家庭の努力が崩れる前に対応できることへの喜びを感じる。地域内の高齢者への声かけ、関わりにより「安心できる」と思ってくれる高齢者は多く、相談をしてくれたり、愚痴を吐露して落ち着かれたりとか、実態把握調査による成果と言えるのでは、と思う。</p> <p>民生委員の欠員問題が課題となっているが、地域の中に多くの民生委員・児童委員がいる、市や福祉施設に人がいない夜間での相談ができるという安心感を地域にいただきたく、この課題を全市で検討し、欠員区域の解消に尽力して欲しい。</p>	1	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として、生活上の様々な相談に応じ、行政や関係機関へのつなぎ役として重要な役割を担っており、地域福祉の推進に必要不可欠な存在です。</p> <p>民生委員・児童委員の欠員区域の解消は喫緊の課題であると認識しており、欠員区域の解消に向けた取り組みにつきましては、活動の支援方策と合わせて検討して参ります。</p>	P24	③

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	頁	分類
1 1	<p>○日常的な見守り活動と緊急時・災害時の支援体制の強化</p> <p>高齢者実態把握調査は年に一度の訪問では少なすぎる。元気で二人以上なら構わないが、単身ならせめて三か月に一度、介護サービスを受けてない要支援者なら隔月、要介護者は月一の訪問が必要。介護サービスを受けている人には三か月に一度、顔つなぎの意味でも年に一度は少なすぎる。</p> <p>また、〇〇〇内科と細分化されていると特定疾患のない人はかかりつけ医と呼べる人がいないのではないかと？市の特定健診だけではコロナワクチン注射も断られた。小学校区域に一人程の割合で老人科なるいわゆる昔の町の先生がいろいろ診てくれたようなシステムを作りたい。</p>	1	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>住み慣れた地域で誰もが安心して生活を送るためには、まずは身近な地域において、日頃から異変に早期に気づき合える関係づくりが重要であり、その関係性が、緊急時や災害時における住民同士の支え合いにつながるものだと考えています。</p> <p>高齢者実態把握調査を含め、身近な地域で支え合える体制の構築に向けて、取組みを進めて参ります。</p>	P24	③
1 2	<p>○誰もが取り残されずに参加できるユニバーサルデザインのまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーなど障害者の関わる設備には必ず障害当事者が計画段階から参画して完成前にチェックする仕組みを計画に盛り込んで欲しい。歩道の段差を無くすに当たっては兵庫県立福祉のまちづくり研究所が開発した無段差の溝付き切下げ縁石の導入を今後は基本として欲しい。計画にも盛り込んで欲しい。 ・何をどのように進めるのかわかりにくいので具体的に示した方がよい。公共のものは順位をつけて乗せる。民間のものは、明石市のようにハード面での段差解消などへの補助金制度や、コミュニケーション支援に使うタブレットなどの補助制度を作ってはどうか。 ・わかりやすく適切な情報提供の推進とあり、地域にとっては非常にありがたい取り組みと大歓迎だが、どこまでの情報を、いつ、誰に、どんな方法で提供してもらえるのか。市からは個人情報の理由等で提供はほとんどない。 	4	<p>【素案のとおり】</p> <p>本計画は、包括的な支援体制を構築し、地域共生社会の実現を目指すために策定する計画であり、素案 P25 では、誰一人取り残されずに地域に参加する機会が保証されるよう、ハード面の整備と情報のバリアフリー化について記載しています。</p> <p>計画の性質上、個別具体的な記載はいたしません。いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。地域福祉の推進に努めて参ります。</p>	P25	④

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	頁	分類
	<p>・コミュニティ交通は喫緊で取り組んで欲しい。一回 100 円、または月額いくらなど負担にならない額で 65 歳以上、または歩くのが困難な人などが利用できる制度にして。西宮北口、JR 西宮、阪神西宮、阪神甲子園を軸にするルート、酒蔵祭りで行ったルート。臨港線はスーパーマーケット銀座で車が大渋滞する。バスの運行が定期的であれば解消するのでは。金融機関や日常のお使いはどなたもが行く。できるだけ自力で行けるようになれば良いと思う。</p>				
1 3	<p>○一人ひとりの意識醸成に向けた教育・啓発の推進 学校と地域における福祉教育・福祉学習に認知症サポーター養成講座を積極的に取り入れてもらえるようなツールが欲しい。</p>	1	<p>【今後の参考・検討】 認知症サポーター養成講座につきましては、これまでも地域で開催しているほか、小学校～大学までの児童・学生を対象として、各学校園で開催されています。 今後も福祉教育・福祉学習の場等を通じて、認知症に関する市民理解が促進されるよう努めて参ります。</p>	P26	③
1 4	<p>○地域福祉活動に関わる多様な人づくり 生活支援コーディネーターの担う役割はとても重要と思う。地域資源の開発も任されているが 48 万都市に見合うコーディネーター人員は確保されているのか。</p>	1	<p>【今後の参考・検討】 本市では、平成 27 年度より生活支援コーディネーターを配置しており、令和 3 年 12 月末時点で、6 名の生活支援コーディネーターを配置しています。 素案 P28 の記載のとおり、地域づくりにおいて生活支援コーディネーターが担う役割は非常に重要であるとの認識のもと、生活支援コーディネーターの活動を評価、検証しながら、支援方策について検討して参ります。</p>	P28	③
1 5	<p>○地域福祉活動に関わる多様な人づくり 場づくりや連携の仕組みづくり、相談支援体制づくりは地域福祉計画の柱だが、認知症高齢者が増えていく現状を考えると、身近な生活支援をどう作り上げていくかが課題。地域ボランティアは 60 代以上の高齢者。自分たちがもっと高齢になったら誰が助けてくれるの？との</p>	1	<p>【今後の参考・検討】 少子高齢化や個人の価値観、ライフスタイルの多様化により、近年では地域のつながりが希薄化しており、地域活動者の高齢化や新たな担い手不足といった課題は本市においても喫緊に取り組むべき課題であると認識しています。</p>	P28	③

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	頁	分類
	<p>声を聞く。</p> <p>地区ボランティアセンターで活動しているが、ボランティア間でも情報共有ができていない現実がある。地域を超えてボランティアの活動事例を特集した情報発信が欲しい。</p>		<p>本市では、これまでも生活支援コーディネーターや西宮市社会福祉協議会の地区担当者と協働しながら、地域活動の新たな担い手の発掘や育成、地域活動者への支援等を実施して参りました。</p> <p>本計画においては、素案 P21 の「地域づくりに向けた協議・協働の場づくり」と素案 P23 の「多様な主体の地域づくりへの参画と協働」に重点的に取り組む内容を記載し、従来の地域活動者に対する支援に加え、新たな活動主体の参画と協働や、地域づくりに向けた協議・協働の場づくりに取り組むこととしています。</p> <p>いただいたご意見を参考にしながら、地域活動者への効果的な支援方策の検討と、多様な主体が参画・協働できる体制づくりに取り組んで参ります。</p>		
16	<p>○地域福祉活動に関わる多様な人づくり</p> <p>地域活動に興味を示し、参加する人が減少している現実。どんな工夫・手法で人作りを計画しているのか？</p>	1	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>15と同じ。</p>	P28	③
17	<p>○地域福祉活動に関わる多様な人づくり</p> <p>ボランティアを若い世代が余りしていないのはアルバイト込みの生活費で時間の余裕がないのが一因。大学側もすごい校舎を遠隔地に立てる必要があるのか甚だ疑問。いきなりボランティアだ他人と共生だといわれてもピンとこない。大人がしていることを下の世代は学ぶ。官民一体となりできることから取り組まないともっと大変になる。</p>	1	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>15と同じ。</p>	P28	③
18	<p>○総合的な相談支援体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害分野の相談に関してはやる気があるのかと思う。 ・知的障害者に他害の傾向が強い人がある。「他害傾向の強い人の相談支援」というような文言をどこかに。 	2	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>総合的な相談支援体制づくりは、包括的な支援体制の構築に向けて非常に重要であると認識しており、本計画では「権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進」（素案</p>	P33	③

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	頁	分類
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害年金受給者が年金を有効活用できていないケースが散見される。何らかの啓発が必要。 ・出産前後や義務教育前後などの福祉に引っかかりやすい時期以外は、自らSOSの発信や手続きをしない限り、熱意のある福祉業者にもかかわってもらわない限り、福祉からこぼれ落ちていく。 ・行政手続き、医療手続きは非常に複雑で時間もかかり、やりこせない家庭もある。 ・面倒なことをして法人指導課に監査を受けたくないという事業者がいる。 ・法制度やネットワークが用意されても、そこに当てはまらない案件は必ず出てくる。こぼれた福祉に地道な戦術的挑戦をするような事業所管理者が求められている。 ・誰もが高齢、独居、死を迎える。入院の際の保証人、金銭管理ができなくなった時の後見人、亡くなった後の始末、使いやすい制度を確立して欲しい。 		<p>P18) を重点施策に位置づけております。</p> <p>また、素案 P38 には「総合相談支援体制とは」を記載しておりますが、「制度の狭間の課題」や「複合的な課題」など、複雑化する地域生活課題に対しては、行政や専門職のみならず、地域も一体となった課題の解決に取り組むことができる体制づくりを推進していくことが重要です。</p> <p>不安や悩みを抱えていても、何らかの理由で外部に発信できなかつたり、不安や悩みを抱えていることに自分自身で気づくことができない人たちが存在しているという認識のもと、地域住民の身近な圏域で、官民が一体となって地域生活課題を早期に発見し、解決に取り組んでいくことのできる総合的な相談支援の構築に取り組んで参ります。</p>		
19	<p>○不安や悩みを抱える人を早期に発見する取り組みの促進</p> <p>「市役所内の連携と地域ネットワーク会議の協働」とあるが、既に地区ネットワーク会議は存在し、会合を重ね認知症サポートべんり帳の作成や勉強会、講習会、講演会等の成果がある。</p>	1	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>不安や悩みを抱えながら生活している人を早期に発見し、支援していくためには、地域住民の身近な地域で気づかれた小さな異変を、市や専門機関が漏らすことなく受け止めるとともに、地域と協働して、不安や悩みを抱える生活している人を支えていくことが重要です。</p> <p>今後も様々なご意見をいただきながら、本市における総合的な相談支援体制づくりの推進に取り組んで参ります。</p>	P35	③
20	<p>○不安や悩みを抱える人を支援する体制の強化</p> <p>「ひきこもり等に関する支援の充実」で、当事者の状況に合わせた支援とは具体的には誰がどうするのか、地域住民としてどうすればい</p>	1	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>素案 P33 で課題として記載しておりますとおり、不安や悩みを抱えて生活していても、そのことを外部に向けて発</p>	P37	③

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	頁	分類
	<p>いのがよくわからない。</p> <p>疑問に対する答えのひとつとして P38 の「総合相談支援体制とは」があり、P18 の重点施策「(2) 権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進」、P34 の「(1) 不安や悩みを抱える人を孤立させない・寄り添う体制の強化」の「①庁内連携体制の構築と官民共同の仕組み作りの推進」が掲げられているのだと思う。</p> <p>特に①No2にある「把握された課題を集約、協議する場を設けます。」と①No3にある「官民協働の協議の場の設置を市社協と協働で進めます。」が重要で、素晴らしいと思う。そのような場の設置にとっても期待している。</p>		<p>信できなかつたり、自分自身が不安や悩みを抱えながら生活していることに気づいていなかったりする人たちが存在しているという認識のもと、総合相談支援体制の構築に取り組む必要があります。</p> <p>また、個人が抱える不安や悩みはそれぞれで異なるため、日常生活課題の解決に向けた取り組みは、画一的な方法で実施できるものではなく、抱える不安や悩みに応じて支援していくことが重要です。</p> <p>ご意見にもいただいておりますが、本計画において特に重点的に取り組む内容として「分野横断的な連携体制の推進」と「官民協働の仕組みづくりの推進」を掲げ、把握された課題を集約、協議する場の設置と、官民協働の協議の場の設置に取り組むこととしています。</p> <p>これらの取り組みを推進しながら、不安や悩みを抱える個人を支援していくとともに、個人の課題として終わらせるのではなく、様々な地域生活課題について協議し、解決に向けて協働できる総合相談支援体制の構築に努めて参ります</p>		
2 1	<p>○不安や悩みを抱える人を支援する体制の強化</p> <p>自分からSOSを発信できない人は？ひきこもっている、ひきこもらしてしまった、という外部の認識が低い場合がある。次につなげない事業所もある。小さなサインを見逃さず、次につなげる努力が必要。そんな啓発の一文も必要ではないか。</p>	1	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>20と同じ。</p>	P37	③
2 2	<p>○不安や悩みを抱える人を支援する体制の強化</p> <p>子供の貧困は痛々しい限り。日本は男女の格差を是正してこなかった。離婚した場合女性が子供を引き取る 경우가多く、養育費が払われ</p>	1	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>20と同じ。</p>	P37	③

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	頁	分類
	ないと、たちどころに困窮する。 将来納税する子にする、税金を使う子ではなく、強い意識で取り組んで欲しい。				
23	<p>○権利擁護支援の体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者間で共有しようと思ってもさえぎる事業所もある。虐待通報で一番頼りになるのは警察。民生委員は話をよく聞いてくれるのが次のステップに移るのが困難。数年にわたって任務する場合は熱心さを感じるが、1年任期の人は通報しても嫌がられる傾向がある。 ・障害児への過剰投薬で虐待通報したが、行政側のニュアンスで、これぐらいのことは虐待に当たらないという間違っただけのメッセージを事業者に与えてしまった。 ・虐待通報した事業者を別の事業者が非難する場面があった。 ・通報したものはすべて虐待認定に至らなかったが、虐待認定は最悪の結果。福祉関連業者はそうなる前に通報するチャンスが本当になかったのか振り返るべきだし、それは自分だったのではないかということ悩むべき。 	1	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>本計画では、「権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進」（素案P18）を重点施策として位置づけています。</p> <p>権利擁護支援とは、何らかの事情で日常的に不利な立場に置かれている人が、本来持っている権利を活かして地域の中で自身が希望する生活を送れるよう支援する活動であり、また、権利擁護とは誰かの力を借りて守ってもらうことだけではなく、自分自身がもっている力や支援を活用する力を高めていくことが重要であると考えています。</p> <p>いただいたご意見を参考に、本人の意思決定が尊重され、住み慣れた地域でその人らしく主体的な生活ができるよう、本市における権利擁護支援の取り組みや体制の構築について検討して参ります。</p>	P40	③
24	<p>○権利擁護支援の体制づくり</p> <p>後見制度の利用を希望に対してそれに見合う受け皿があるか。裁判所が指定する後見人は苦情が多いと聞く。現状では不正がない限り後見人の交代は不可能。健常の兄弟がいる場合は、まず兄弟が後見人をする事を考えるべき。</p> <p>専門職後見人でも福祉に関しては素人の場合があるという認識は必要。現実の後見人業務は財産管理がやっとだと思う。ハードルを上げると、引き受け手が見つからない。</p>	1	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>23と同じ。</p>	P40	③
25	<p>○福祉サービスの質の向上と情報提供の充実</p> <p>介護相談員の派遣は、特養側の挙手と聞いている。市が派遣先を決</p>	1	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>介護相談員は、特別養護老人ホームおよびデイサービス</p>	P41	③

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	頁	分類
	めるほうが良いのでは。		事業所に派遣しております。 特別養護老人ホームにつきましては、市が派遣先を決定し、介護相談員の派遣をしております。 引き続き介護相談員の派遣を実施しながら、福祉サービスの質の向上を図って参ります。		
26	<p>○福祉サービスの質の向上と情報提供の充実</p> <p>サービス事業所が身近に相談できる場所になるためにも、人材の育成、確保が必要であるが、研修、情報共有、利用者に関わる時間がまだまだ足りない。余裕をもって雇用できる報酬体系になるよう国に働き掛けるなど、市としての財源の確保が必要。無料研修は増えてきておりありがたいが、職員を参加させることができない。</p> <p>サービス管理責任者や強度行動障害支援専門員などの加算要件になっている資格取得研修は高額で、機会も少ない。市として補助ができないか。</p>	1	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>いただいたご意見を参考にしながら、サービス事業所が地域住民にとって身近に相談できる場所としての役割を担っていただけるよう、サービス事業所に対する研修の内容や開催方法等の検討を進めて参ります。</p>	P41	③
■資料編					
27	<ul style="list-style-type: none"> ・平均寿命の推移があってもいい。 ・大麻・覚せい剤などの薬物中毒者のデータがない。刑事罰や医療分野にもかかわってくるが、更生は福祉。 ・口腔衛生に関するデータは知りたい。総合歯科センターは水曜と金曜の午後しか開設されていないが、ニーズに応えられているか。50歳ぐらいから歯がボロボロ抜け出す障害者がいる。そうすると、介護度合いは一気に高まり周囲の負担は増す。医療福祉医療負担も増大する。 ・身内が後見人になっている場合、第三者が後見人になっている場合のデータがあれば。税理士や弁護士や一般市民がかかわっているこ 	1	<p>【素案のとおり】</p> <p>地域福祉に関係する統計データ等は多岐に渡るため、本計画では特に代表的な統計データを掲載しております。</p> <p>いただきましたご意見は今後の参考とし、本計画では素案のとおりとさせていただきます。</p>	P43 ～ P67	④

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	頁	分類
	<p>とでも見えてくるものがあるような気がする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人が実際にやってみてどうなのか分かるようなアンケート資料があってもいい。 				
28	<p>高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待とあるが、加害者は身内ととらえていいのか。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>高齢者、障害者、児童の虐待の防止等に関する各法律において、虐待の行為主体（虐待行為を行う者）を次のとおり定義しており、親族に限られるものではありません。</p> <p><高齢></p> <p>「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの。</p> <p><障害></p> <p>「養護者」とは、障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの。</p> <p><児童></p> <p>「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの。</p> <p>なお、施設従事者や使用者につきましても、各法律における虐待の行為主体となり得ます。</p>	P55 P56	⑤
■その他					
29	<p>非常に素晴らしい計画。すべて実現できれば、日本一福祉の先進都市になる。いかに実行するかにかかっている。進行管理・点検についても、PDCAのサイクルを活用して見直しがなされるようで計画の推進にも配慮された素晴らしい計画に感謝。今後どのように活動、実践に結び付けていくのが最も重要なポイントだと考える。</p>	1	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>ご意見のとおり、計画は策定することが目的ではなく、策定した計画を着実に推進していくことが重要だと考えております。</p> <p>いただきましたご意見を参考に、本計画の基本理念であ</p>	—	③

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	頁	分類
	計画が「絵にかいた餅」に終わることなく、個々の活動に携わる当事者を対象とした、研修計画も必要と思う。		る「みんながつながり 支えあい 誰一人として取り残すことなく 共に生きるまち 西宮」の実現を目指して、地域福祉の推進に努めて参ります。		
30	<p>地域福祉として簡単で逆に難しいテーマについて対処されようとする姿勢には敬意を表する。</p> <p>少子高齢社会に於いてどのような形で運営するのかに重要な意味合いが存在すると理解するが、素案掲示された担当部局・課の職員は十分な理解と実践しようとする体勢は出来ているものと考えたいが、現実の市役所では市長以下、掛け声だけで現実の実践は他人事のような対応に見えてくるのは何故か。</p> <p>折角の考えられた制度が成功するように、市長以下の職員共々の一念発起を期待したい。</p>	1	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>29と同じ。</p>	—	③
31	<p>高齢化の進む西宮市において、福祉施策はとても大切なものである。地域包括支援センターや NPO 法人による福祉サービスの提供・充実、つどい場やいきいきサロン、体操などの市民生活支援への充実は、市や市社協などの施策により、個人が自ら選択活用できることは市民としては有り難い。</p>	1	<p>【今後の参考・検討】</p> <p>素案 P45、P46 の記載にありますとおり、本市においても少子高齢化は進行しており、高齢化率も一貫して上昇しています。</p> <p>少子高齢化等による人口動態の変化や、個人の価値観・ライフスタイル等の多様化に伴う地域のつながりの希薄化など、大きく社会状況が変化している中で、市としましては、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、地域住民をはじめとする多様な主体が協力し、協働して地域づくりに取り組んでいく地域福祉の推進が必要不可欠であると考えています。</p> <p>今後も様々なご意見をいただきながら、地域福祉の推進に努めて参ります。</p>	—	③

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	頁	分類
32	<p>西宮市における自治会の位置づけは？</p> <p>※西宮市をはじめ官庁からの依頼事項は非常に多い。</p> <p>①民生委員の推薦 ②選挙の立会人の推薦 ③各種団体への役員派遣 ④公民館活動推進委員の推薦 ⑤各種調査依頼 ⑥地域への啓蒙活動</p> <p>※一般的な自治会の問題点【主なもの】</p> <p>①役員の高齢化 ②役員のなり手がいない ③仕事が多すぎる ④官庁からの支援がほとんど無い（依頼事項は非常に多い） ⑤資金の問題 ⑥官庁手続きの複雑化。官庁の縦割り行政の影響もあり。</p> <p>役員は当自治会活動の他に官公庁からの依頼事項が多く、その仕事の結果等の報告もなく、満足感・達成感がなくボランティア活動の原点である達成感が感じられない。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>自治会は、近隣に住む人たちが自主的に運営している身近な自治組織であり、お互いが協力し合いながら清掃や防犯・防災活動など様々な活動に取り組まれております。</p> <p>市としては住みよい地域づくりを進めるための大切なパートナーであると認識していることから、持続可能な自治会活動に対する方策等についても検討して参りたいと考えております。</p>	—	⑤
33	<p>西宮市の障害福祉の評判を聞いて期待していたが、仕組みがしっかりしているのではなく、青葉園や旧武庫川脳病院など、私的な方々の活動がすごいことがわかり、少しがっかりしている。障害福祉の枠組みを切り崩さないような予算配分をお願いしたい。</p> <p>障害福祉の中でも精神障害と児童福祉は遅れているように感じる。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて行政に問い合わせたが、全くのノープランだったことがわかった。市の職員がきちんと説明できるようになって欲しい。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>本計画の基本理念である「みんながつながり 支えあい 誰一人として取り残すことなく とともに生きるまち 西宮」の実現に向けては、地域福祉の基盤のもと、各福祉分野において必要とされている施策等が連携していくことが重要であると考えています。</p> <p>いただいたご意見を参考にしながら、本市における包括的な支援体制の構築に努めて参ります。</p>	—	⑤
34	<p>厚生労働省からのコロナ関連事業の通知がそのまま市からメールで転送されてきた。参考として添付してもらいたいのが、市としてはどうするのかわかりやすく解釈を加えて事業所におろして欲しい。</p> <p>コロナ感染の不安の中で福祉サービス事業を継続するためには、不安や疑いのある職員・利用者の検査を無料で安心して受けられるよう</p>	1	<p>【その他】</p> <p>関係省庁等からの通知文書につきましては、遅滞なく情報提供するよう努めております。また、市の取扱いについてお示しする必要がある場合は、別途通知をしております。</p> <p>福祉サービス事業所等を対象とした新型コロナウイルス感染症関係の補助制度につきましては、都度通知を行って</p>	—	⑤

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	頁	分類
	<p>にして欲しい。抗原検査を受検する事業者が伸びていないのは、周知がメールのお知らせだけ、受検するまでの手続きが煩雑、陽性疑いになった時に、さらに時間がかかり職員を休ませないといけない、サービスを休業しないといけないなどの課題があるから。課題を解決できるような施策を打ち出すと検査数も伸び、安心したサービス提供継続につながるのではないかと。</p> <p>福祉サービス事業所で感染者が出た場合も、全員検査と事業所の休業補償で、事業継続ができるような体制を作ることを計画に入れる。</p>		<p>いるほか、市ホームページに掲載しております。</p> <p>引き続き広報に努めるとともに、国県の動向を注視しながら、支援方策について検討して参ります。</p>		

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

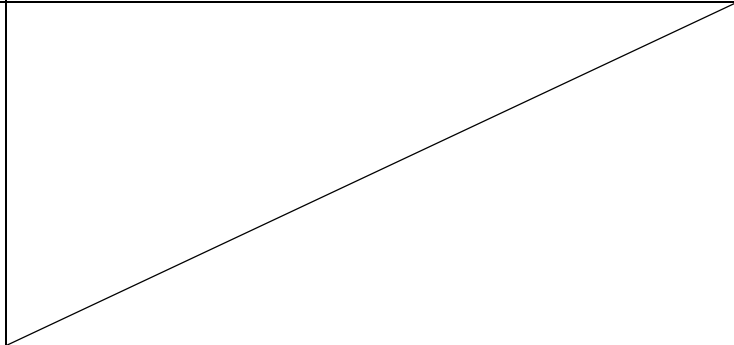

2. 「西宮市地域福祉計画（素案）」にかかる修正箇所対応表

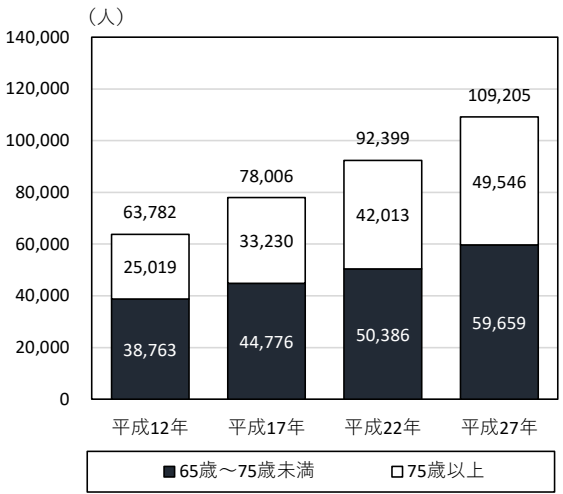
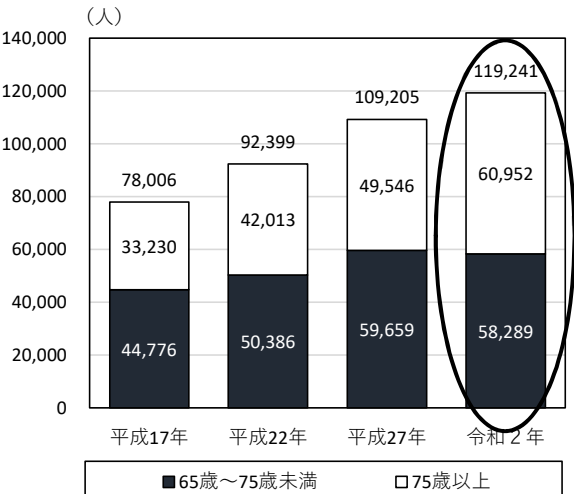
(1) パブリックコメントの意見を受けて修正した箇所

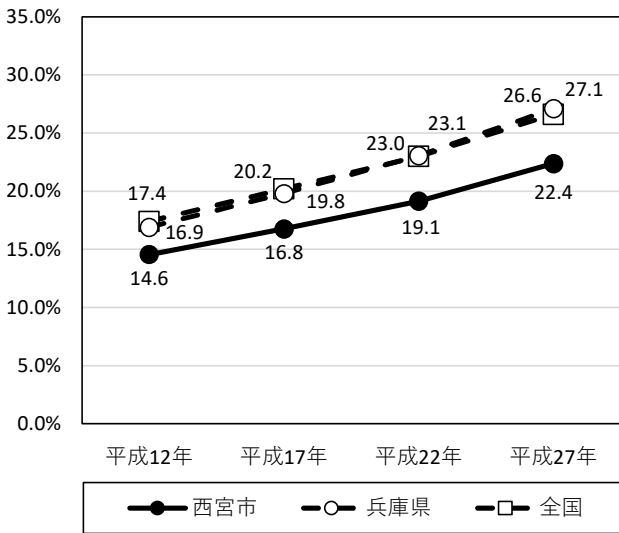
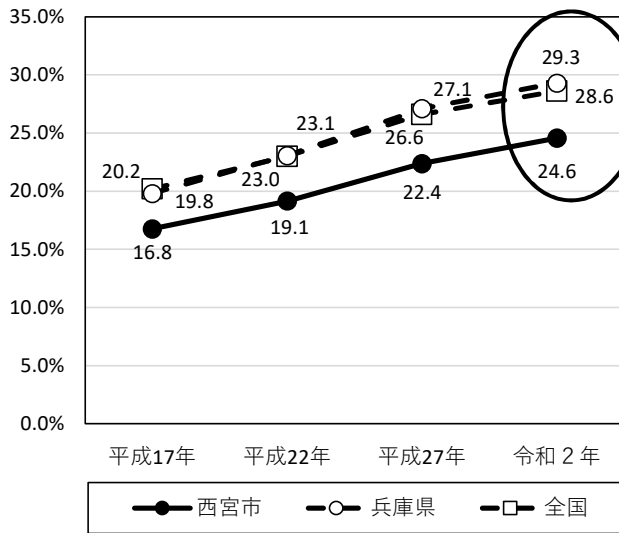
NO.	意見 NO.	従前案	修正案	計画頁
1	4, 5, 6	<p>第3章 計画の基本的な考え方 4 計画の重点施策</p> <p>本計画において、特に重点的に取り組む内容を「重点施策」に位置づけ、次の通り推進します。</p>	<p>第3章 計画の基本的な考え方 4 計画の重点施策</p> <p>本計画では、「<u>参画・協働を通じて課題を把握・対応し、支えあう仕組みづくり</u>」と「<u>権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進</u>」を柱として、相互に重なりあいながら本市における包括的な支援体制の構築を総合的に推進します。</p>	P17
2	4, 5, 6	<p>第3章 計画の基本的な考え方 4 計画の重点施策 (1) 参画・協働を通じて課題を把握・対応し、支えあうしくみづくり</p> <p>「主な取り組み」の記載</p>	→削除	P17
3	4, 5, 6	<p>第3章 計画の基本的な考え方 4 計画の重点施策 (2) 権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進</p> <p>「主な取り組み」の記載</p>	→削除	P18
4	4, 5, 6		<p>第3章 計画の基本的な考え方 4 計画の重点施策</p> <p>「重点的に取り組む内容」の記載を追加</p> <p>本計画で、<u>包括的な支援体制の構築を総合的に推進するための柱として掲げる「参画・協働を通じて課題を把握・対応し、支えあう仕組みづくり」と「権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進」において、下記の内容については特に注力して取り組む「重点施策」として位置づけ、本市における包括的な支援体制の構築を推進します。</u></p>	P19

NO.	意見 NO.	従前案	修正案	計画頁
5	4, 5, 6		<p>第3章 計画の基本的な考え方 4 計画の重点施策</p> <p>「重点的に取り組む内容」の記載を追加</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重点的に取り組む施策・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域づくりの基盤拠点づくり（共生型地域交流拠点） …………… 基本目標1－（1）－① <P.22> ○社会福祉法人による社会公益活動 …………… 基本目標1－（1）－④ <P.24> ○民間企業等による社会・地域貢献 …………… 基本目標1－（1）－④ <P.24> ○NPO法人・協同組合等団体との協働 …………… 基本目標1－（1）－④ <P.24> ○生活支援コーディネーターによる立上げ・活動支援 …………… 基本目標2－（1）－① <P.31> ○分野横断的な連携体制の推進 …………… 基本目標3－（1）－① <P.35> ○官民協働の仕組みづくりの推進 …………… 基本目標3－（1）－① <P.35> ○市役所内の連携と地域ネットワークの協働 …………… 基本目標3－（1）－② <P.36> ○高齢者・障害者権利擁護支援センターの機能の充実 …………… 基本目標3－（2）－① <P.40> </div>	P19

(2) 西宮市地域福祉計画策定委員会における審議等を踏まえて修正した項目（軽微なものを除く）

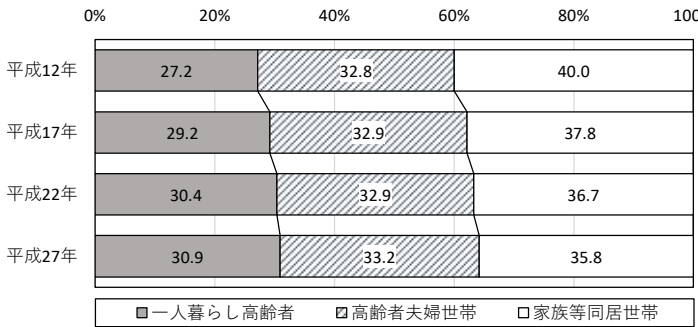
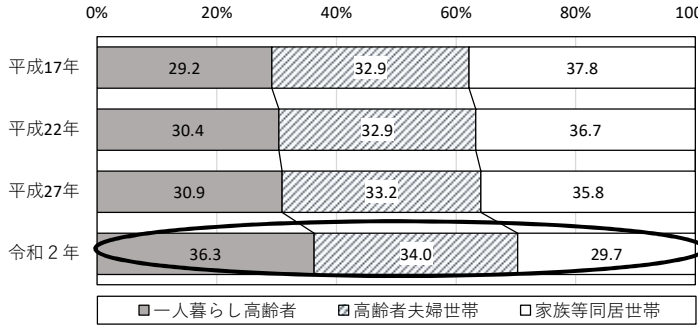
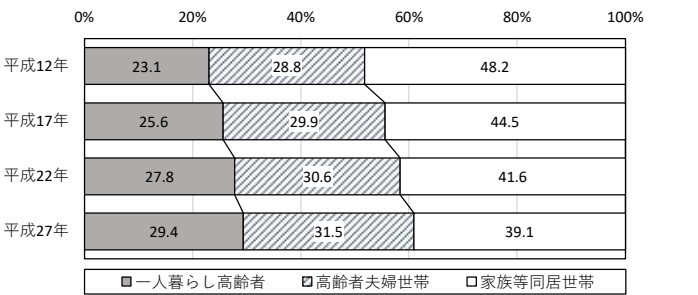
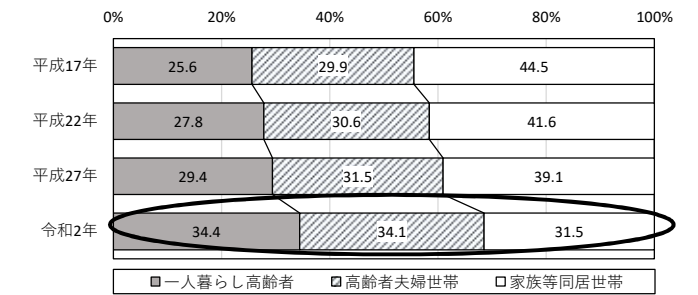
NO.	従前案	修正案	修正理由	計画頁
1	第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題 1 統計データ等からみる西宮市の現状 本市の単独世帯の割合が増加しており、平成27年時点では35.6%と国や県よりも高くなっています。【P.45参照】	本市の単独世帯の割合は <u>一貫して</u> 増加しており、 <u>令和2年</u> 時点では <u>36.3%</u> となっています。【P.46参照】	令和2年度国勢調査データ公表に伴い、内容を更新。	P7
2	第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題 1 統計データ等からみる西宮市の現状 本市の高齢者世帯のうち一人暮らし高齢者と高齢者夫婦世帯が占める割合が増加しており、平成27年時点で64.1%と国や県よりも高くなっています。高齢者のみの世帯が今後も増加すると予想されています。【P.46参照】	本市の高齢者世帯のうち一人暮らし高齢者と高齢者夫婦世帯が占める割合が増加しており、 <u>令和2年</u> 時点で <u>70.3%</u> と <u>県よりも</u> 高くなっています。高齢者のみの世帯が今後も増加すると予想されています。【P.47参照】	令和2年度国勢調査データ公表に伴い、内容を更新。	P7
3		第3章 計画の基本的な考え方 4 計画の重点施策 (1) 参画・協働を通じて課題を把握・対応し、支えあう仕組みづくり 注釈を追加 <u>「地域住民」という記載について</u> <u>「地域住民」とは、年齢や性別、障害の有無、国籍等に関係なく、地域で生活する全ての人の総称です。</u>	第4回地域福祉計画策定委員会での意見を踏まえて修正。	P17
4	第3章 計画の基本的な考え方 4 計画の重点施策 (1) 参画・協働を通じて課題を把握・対応し、支えあう仕組みづくり ■参画・協働を通じて支えあう仕組みのイメージ 	イメージ図の修正 	第4回地域福祉計画策定委員会での意見を踏まえて修正。	P17

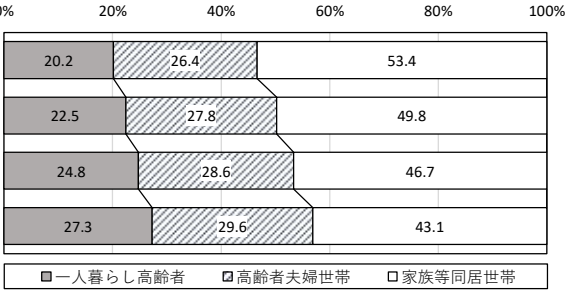
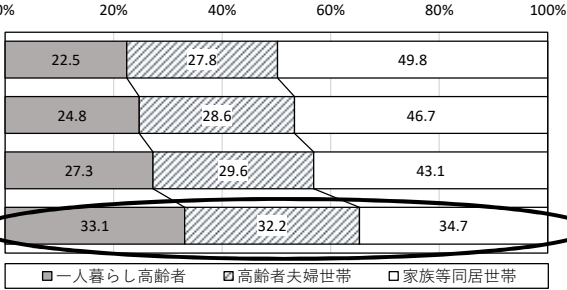
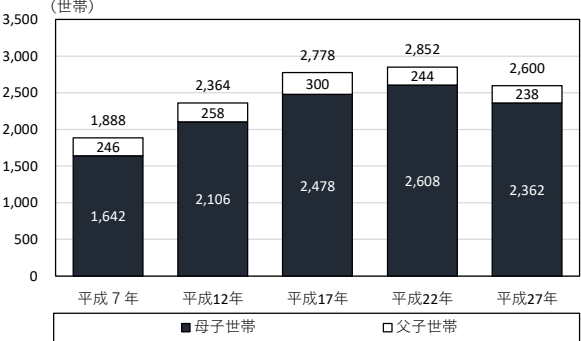
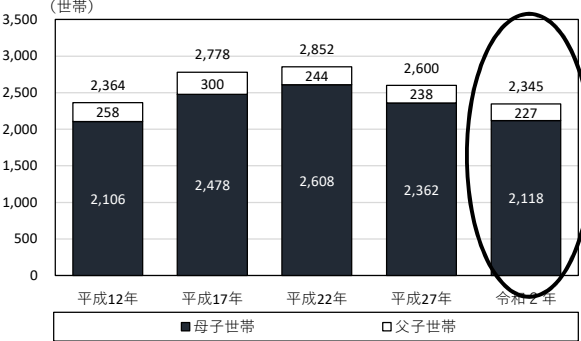
NO.	従前案	修正案	修正理由	計画頁																																								
5		<p>第5章 計画の推進に向けて 1 計画の推進</p> <p><u>(4) 包括的な支援体制の構築に向けて</u> を追加</p> <p><u>本計画が掲げる包括的な支援体制を構築するためには、多様な主体の参画・協働による地域づくりとともに、多機関が協働した分野横断的な取り組みと、それを可能にする庁内連携の推進が必要不可欠です。取り組みの進捗状況を定期的に評価・検証しながら、更新していく仕組みを整備することで、包括的な支援体制の構築を着実に推進します。</u></p>	<p>計画案の策定にあたり、事務局協議により追加。</p>	<p>P43</p>																																								
6	<p>資料編 1 統計データ詳細 (1) 人口の状況 ②高齢者人口と高齢化率の推移</p> <p>高齢者人口(65歳以上)は増加しており、平成27年時点で109,205人になっています。</p> <p style="text-align: center;">【高齢者人口の推移】</p>  <table border="1" data-bbox="302 805 862 1300"> <caption>【高齢者人口の推移】(人)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>65歳～75歳未満</th> <th>75歳以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>38,763</td> <td>25,019</td> <td>63,782</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>44,776</td> <td>33,230</td> <td>78,006</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>50,386</td> <td>42,013</td> <td>92,399</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>59,659</td> <td>49,546</td> <td>109,205</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">資料：国勢調査（各年10月1日現在）</p>	年次	65歳～75歳未満	75歳以上	合計	平成12年	38,763	25,019	63,782	平成17年	44,776	33,230	78,006	平成22年	50,386	42,013	92,399	平成27年	59,659	49,546	109,205	<p>高齢者人口(65歳以上)は増加しており、<u>令和2年</u>時点で<u>119,241</u>人になっています。</p> <p style="text-align: center;">【高齢者人口の推移】</p>  <table border="1" data-bbox="1030 805 1601 1300"> <caption>【高齢者人口の推移】(人)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>65歳～75歳未満</th> <th>75歳以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年</td> <td>44,776</td> <td>33,230</td> <td>78,006</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>50,386</td> <td>42,013</td> <td>92,399</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>59,659</td> <td>49,546</td> <td>109,205</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>58,289</td> <td>60,952</td> <td>119,241</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">資料：国勢調査（各年10月1日現在）</p>	年次	65歳～75歳未満	75歳以上	合計	平成17年	44,776	33,230	78,006	平成22年	50,386	42,013	92,399	平成27年	59,659	49,546	109,205	令和2年	58,289	60,952	119,241	<p>令和2年度国勢調査データ公表に伴い、内容を更新。</p>	<p>P45</p>
年次	65歳～75歳未満	75歳以上	合計																																									
平成12年	38,763	25,019	63,782																																									
平成17年	44,776	33,230	78,006																																									
平成22年	50,386	42,013	92,399																																									
平成27年	59,659	49,546	109,205																																									
年次	65歳～75歳未満	75歳以上	合計																																									
平成17年	44,776	33,230	78,006																																									
平成22年	50,386	42,013	92,399																																									
平成27年	59,659	49,546	109,205																																									
令和2年	58,289	60,952	119,241																																									

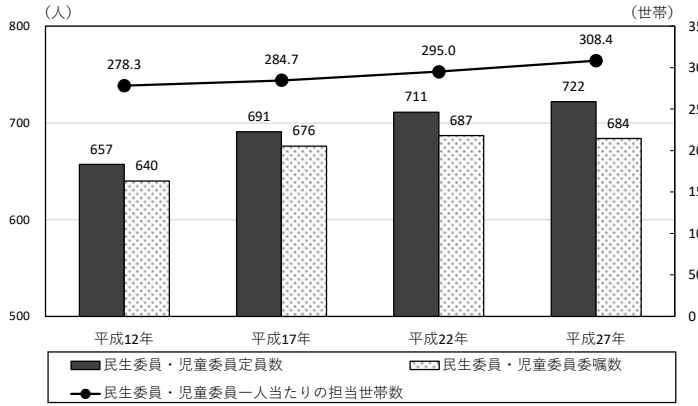
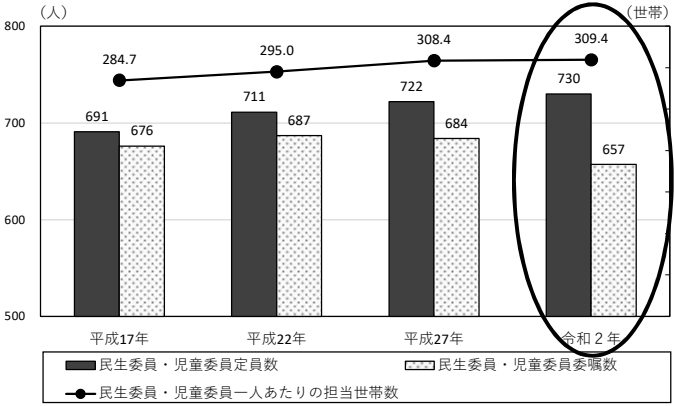
NO.	従前案	修正案	修正理由	計画頁																																								
7	<p>資料編 1 統計データ詳細 (1) 人口の状況 ②高齢者人口と高齢化率の推移</p> <p>また、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の割合）は、全国、兵庫県と比較すると一貫して低く推移していますが、平成 27 年時点では全国との差が縮まっています。</p> <p style="text-align: center;">【高齢化率の推移と比較】</p>  <table border="1" data-bbox="302 502 918 1037"> <caption>【高齢化率の推移と比較】 (従前案)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>西宮市 (%)</th> <th>兵庫県 (%)</th> <th>全国 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>14.6</td> <td>16.9</td> <td>17.4</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>16.8</td> <td>19.8</td> <td>20.2</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>19.1</td> <td>23.0</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>22.4</td> <td>26.6</td> <td>27.1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）</p>	年次	西宮市 (%)	兵庫県 (%)	全国 (%)	平成12年	14.6	16.9	17.4	平成17年	16.8	19.8	20.2	平成22年	19.1	23.0	23.1	平成27年	22.4	26.6	27.1	<p>資料編 1 統計データ詳細 (1) 人口の状況 ②高齢者人口と高齢化率の推移</p> <p>また、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の割合）は、全国、兵庫県と比較して低く推移しているものの、<u>一貫して上昇しています。</u></p> <p style="text-align: center;">【高齢化率の推移と比較】</p>  <table border="1" data-bbox="1019 502 1635 1037"> <caption>【高齢化率の推移と比較】 (修正案)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>西宮市 (%)</th> <th>兵庫県 (%)</th> <th>全国 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年</td> <td>16.8</td> <td>19.8</td> <td>20.2</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>19.1</td> <td>23.0</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>22.4</td> <td>26.6</td> <td>27.1</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年</td> <td>24.6</td> <td>28.6</td> <td>29.3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）</p>	年次	西宮市 (%)	兵庫県 (%)	全国 (%)	平成17年	16.8	19.8	20.2	平成22年	19.1	23.0	23.1	平成27年	22.4	26.6	27.1	令和 2 年	24.6	28.6	29.3	令和 2 年度国勢調査データ公表に伴い、内容を更新。	P45
年次	西宮市 (%)	兵庫県 (%)	全国 (%)																																									
平成12年	14.6	16.9	17.4																																									
平成17年	16.8	19.8	20.2																																									
平成22年	19.1	23.0	23.1																																									
平成27年	22.4	26.6	27.1																																									
年次	西宮市 (%)	兵庫県 (%)	全国 (%)																																									
平成17年	16.8	19.8	20.2																																									
平成22年	19.1	23.0	23.1																																									
平成27年	22.4	26.6	27.1																																									
令和 2 年	24.6	28.6	29.3																																									
8	<p>資料編 1 統計データ詳細 (2) 世帯の状況 ②家族類型の推移</p> <p>一般世帯の家族類型別構成比をみると、平成 12 年以降は、全国、兵庫県で、平成 17 年以降は、西宮市で単独世帯が増加しており、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。平成 27 年時点では、全国、兵庫県より、西宮市の方が、夫婦と子供、単独世帯の割合が高くなっています。</p>	<p>一般世帯の家族類型別構成比をみると、<u>平成 17 年以降は、西宮市、兵庫県、全国で単独世帯が増加しており、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。令和 2 年時点では、全国、兵庫県より、西宮市の方が、夫婦と子供の割合が高くなっています。</u></p>	令和 2 年度国勢調査データ公表に伴い、内容を更新。	P46																																								

NO.	従前案	修正案	修正理由	計画頁																																																																						
9	<p>資料編 1 統計データ詳細 (2) 世帯の状況 ②家族類型の推移</p> <p>【一般世帯の家族類型別構成比の推移と比較】 ■西宮市</p> <table border="1"> <caption>西宮市 一般世帯の家族類型別構成比の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>夫婦のみ</th> <th>夫婦と子供</th> <th>ひとり親と子供</th> <th>その他親族世帯</th> <th>非親族世帯</th> <th>単独世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>20.1</td> <td>34.9</td> <td>7.5</td> <td>6.1</td> <td>0.4</td> <td>30.9</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>20.7</td> <td>34.2</td> <td>8.3</td> <td>5.5</td> <td>0.5</td> <td>30.8</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>20.7</td> <td>32.9</td> <td>8.8</td> <td>4.6</td> <td>0.7</td> <td>32.3</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>20.2</td> <td>31.3</td> <td>8.3</td> <td>4.0</td> <td>0.5</td> <td>35.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：国勢調査（各年10月1日現在）</p>	年	夫婦のみ	夫婦と子供	ひとり親と子供	その他親族世帯	非親族世帯	単独世帯	平成12年	20.1	34.9	7.5	6.1	0.4	30.9	平成17年	20.7	34.2	8.3	5.5	0.5	30.8	平成22年	20.7	32.9	8.8	4.6	0.7	32.3	平成27年	20.2	31.3	8.3	4.0	0.5	35.6	<p>【一般世帯の家族類型別構成比の推移と比較】 ■西宮市</p> <table border="1"> <caption>西宮市 一般世帯の家族類型別構成比の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>夫婦のみ</th> <th>夫婦と子供</th> <th>ひとり親と子供</th> <th>その他親族世帯</th> <th>非親族世帯</th> <th>単独世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年</td> <td>20.7</td> <td>34.2</td> <td>8.3</td> <td>5.5</td> <td>0.5</td> <td>30.8</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>20.7</td> <td>32.9</td> <td>8.8</td> <td>4.6</td> <td>0.7</td> <td>32.3</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>20.2</td> <td>31.3</td> <td>8.3</td> <td>4.0</td> <td>0.5</td> <td>35.6</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>20.7</td> <td>29.7</td> <td>9.2</td> <td>3.4</td> <td>0.7</td> <td>36.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：国勢調査（各年10月1日現在）</p>	年	夫婦のみ	夫婦と子供	ひとり親と子供	その他親族世帯	非親族世帯	単独世帯	平成17年	20.7	34.2	8.3	5.5	0.5	30.8	平成22年	20.7	32.9	8.8	4.6	0.7	32.3	平成27年	20.2	31.3	8.3	4.0	0.5	35.6	令和2年	20.7	29.7	9.2	3.4	0.7	36.3	令和2年度国勢調査データ公表に伴い、内容を更新。	P46
年	夫婦のみ	夫婦と子供	ひとり親と子供	その他親族世帯	非親族世帯	単独世帯																																																																				
平成12年	20.1	34.9	7.5	6.1	0.4	30.9																																																																				
平成17年	20.7	34.2	8.3	5.5	0.5	30.8																																																																				
平成22年	20.7	32.9	8.8	4.6	0.7	32.3																																																																				
平成27年	20.2	31.3	8.3	4.0	0.5	35.6																																																																				
年	夫婦のみ	夫婦と子供	ひとり親と子供	その他親族世帯	非親族世帯	単独世帯																																																																				
平成17年	20.7	34.2	8.3	5.5	0.5	30.8																																																																				
平成22年	20.7	32.9	8.8	4.6	0.7	32.3																																																																				
平成27年	20.2	31.3	8.3	4.0	0.5	35.6																																																																				
令和2年	20.7	29.7	9.2	3.4	0.7	36.3																																																																				
10	<p>資料編 1 統計データ詳細 (2) 世帯の状況 ②家族類型の推移</p> <p>【一般世帯の家族類型別構成比の推移と比較】 ■兵庫県</p> <table border="1"> <caption>兵庫県 一般世帯の家族類型別構成比の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>夫婦のみ</th> <th>夫婦と子供</th> <th>ひとり親と子供</th> <th>その他親族世帯</th> <th>非親族世帯</th> <th>単独世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>20.3</td> <td>35.1</td> <td>7.9</td> <td>11.5</td> <td>0.3</td> <td>24.9</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>21.0</td> <td>32.9</td> <td>8.7</td> <td>10.2</td> <td>0.4</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>21.1</td> <td>30.5</td> <td>9.1</td> <td>8.5</td> <td>0.6</td> <td>30.3</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>21.3</td> <td>29.0</td> <td>9.1</td> <td>7.1</td> <td>0.6</td> <td>32.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：国勢調査（各年10月1日現在）</p>	年	夫婦のみ	夫婦と子供	ひとり親と子供	その他親族世帯	非親族世帯	単独世帯	平成12年	20.3	35.1	7.9	11.5	0.3	24.9	平成17年	21.0	32.9	8.7	10.2	0.4	26.7	平成22年	21.1	30.5	9.1	8.5	0.6	30.3	平成27年	21.3	29.0	9.1	7.1	0.6	32.8	<p>【一般世帯の家族類型別構成比の推移と比較】 ■兵庫県</p> <table border="1"> <caption>兵庫県 一般世帯の家族類型別構成比の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>夫婦のみ</th> <th>夫婦と子供</th> <th>ひとり親と子供</th> <th>その他親族世帯</th> <th>非親族世帯</th> <th>単独世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年</td> <td>21.0</td> <td>32.9</td> <td>8.7</td> <td>10.2</td> <td>0.4</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>21.1</td> <td>30.5</td> <td>9.1</td> <td>8.5</td> <td>0.6</td> <td>30.3</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>21.3</td> <td>29.0</td> <td>9.1</td> <td>7.1</td> <td>0.6</td> <td>32.8</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>21.4</td> <td>26.8</td> <td>9.3</td> <td>5.5</td> <td>0.8</td> <td>36.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：国勢調査（各年10月1日現在）</p>	年	夫婦のみ	夫婦と子供	ひとり親と子供	その他親族世帯	非親族世帯	単独世帯	平成17年	21.0	32.9	8.7	10.2	0.4	26.7	平成22年	21.1	30.5	9.1	8.5	0.6	30.3	平成27年	21.3	29.0	9.1	7.1	0.6	32.8	令和2年	21.4	26.8	9.3	5.5	0.8	36.2	令和2年度国勢調査データ公表に伴い、内容を更新。	P46
年	夫婦のみ	夫婦と子供	ひとり親と子供	その他親族世帯	非親族世帯	単独世帯																																																																				
平成12年	20.3	35.1	7.9	11.5	0.3	24.9																																																																				
平成17年	21.0	32.9	8.7	10.2	0.4	26.7																																																																				
平成22年	21.1	30.5	9.1	8.5	0.6	30.3																																																																				
平成27年	21.3	29.0	9.1	7.1	0.6	32.8																																																																				
年	夫婦のみ	夫婦と子供	ひとり親と子供	その他親族世帯	非親族世帯	単独世帯																																																																				
平成17年	21.0	32.9	8.7	10.2	0.4	26.7																																																																				
平成22年	21.1	30.5	9.1	8.5	0.6	30.3																																																																				
平成27年	21.3	29.0	9.1	7.1	0.6	32.8																																																																				
令和2年	21.4	26.8	9.3	5.5	0.8	36.2																																																																				

NO.	従前案	修正案	修正理由	計画頁																																																																						
11	<p>資料編 1 統計データ詳細 (2) 世帯の状況 ②家族類型の推移</p> <p style="text-align: center;">【一般世帯の家族類型別構成比の推移と比較】</p> <p>■全国</p> <table border="1"> <caption>一般世帯の家族類型別構成比の推移と比較 (全国)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>夫婦のみ</th> <th>夫婦と子供</th> <th>ひとり親と子供</th> <th>その他親族世帯</th> <th>非親族世帯</th> <th>単独世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>18.9</td> <td>31.9</td> <td>7.6</td> <td>13.6</td> <td>0.4</td> <td>27.6</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>19.6</td> <td>29.9</td> <td>8.4</td> <td>12.1</td> <td>0.5</td> <td>29.5</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>19.8</td> <td>27.9</td> <td>8.7</td> <td>10.3</td> <td>0.9</td> <td>32.4</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>20.1</td> <td>26.9</td> <td>8.9</td> <td>8.6</td> <td>0.9</td> <td>34.6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">資料：国勢調査（各年10月1日現在）</p>	年次	夫婦のみ	夫婦と子供	ひとり親と子供	その他親族世帯	非親族世帯	単独世帯	平成12年	18.9	31.9	7.6	13.6	0.4	27.6	平成17年	19.6	29.9	8.4	12.1	0.5	29.5	平成22年	19.8	27.9	8.7	10.3	0.9	32.4	平成27年	20.1	26.9	8.9	8.6	0.9	34.6	<p style="text-align: center;">【一般世帯の家族類型別構成比の推移と比較】</p> <p>■全国</p> <table border="1"> <caption>一般世帯の家族類型別構成比の推移と比較 (全国)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>夫婦のみ</th> <th>夫婦と子供</th> <th>ひとり親と子供</th> <th>その他親族世帯</th> <th>非親族世帯</th> <th>単独世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年</td> <td>19.6</td> <td>29.9</td> <td>8.4</td> <td>12.1</td> <td>0.5</td> <td>29.5</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>19.8</td> <td>27.9</td> <td>8.7</td> <td>10.3</td> <td>0.9</td> <td>32.4</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>20.1</td> <td>26.9</td> <td>8.9</td> <td>8.6</td> <td>0.9</td> <td>34.6</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>20.1</td> <td>25.1</td> <td>9.0</td> <td>6.8</td> <td>0.9</td> <td>38.1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">資料：国勢調査（各年10月1日現在）</p>	年次	夫婦のみ	夫婦と子供	ひとり親と子供	その他親族世帯	非親族世帯	単独世帯	平成17年	19.6	29.9	8.4	12.1	0.5	29.5	平成22年	19.8	27.9	8.7	10.3	0.9	32.4	平成27年	20.1	26.9	8.9	8.6	0.9	34.6	令和2年	20.1	25.1	9.0	6.8	0.9	38.1	令和2年度国勢調査データ公表に伴い、内容を更新。	P46
年次	夫婦のみ	夫婦と子供	ひとり親と子供	その他親族世帯	非親族世帯	単独世帯																																																																				
平成12年	18.9	31.9	7.6	13.6	0.4	27.6																																																																				
平成17年	19.6	29.9	8.4	12.1	0.5	29.5																																																																				
平成22年	19.8	27.9	8.7	10.3	0.9	32.4																																																																				
平成27年	20.1	26.9	8.9	8.6	0.9	34.6																																																																				
年次	夫婦のみ	夫婦と子供	ひとり親と子供	その他親族世帯	非親族世帯	単独世帯																																																																				
平成17年	19.6	29.9	8.4	12.1	0.5	29.5																																																																				
平成22年	19.8	27.9	8.7	10.3	0.9	32.4																																																																				
平成27年	20.1	26.9	8.9	8.6	0.9	34.6																																																																				
令和2年	20.1	25.1	9.0	6.8	0.9	38.1																																																																				
12	<p>資料編 1 統計データ詳細 (2) 世帯の状況 ③高齢者のいる世帯の状況</p> <p>全国、兵庫県、西宮市共に、高齢者のいる世帯に占める一人暮らし高齢者世帯の割合が増加しています。また、高齢者夫婦世帯の割合も緩やかに増加しています。</p> <p>兵庫県、西宮市共に、一人暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦世帯の割合は、平成27年時点で高齢者のいる世帯の約6割を占めています。</p> <p>また、平成27年時点では、全国、兵庫県より、西宮市の方が、一人暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦世帯の割合が高くなっています。</p>	<p>全国、兵庫県、西宮市共に、高齢者のいる世帯に占める一人暮らし高齢者世帯の割合が増加しています。また、高齢者夫婦世帯の割合も緩やかに増加しています。</p> <p>兵庫県、西宮市共に、一人暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦世帯の割合は、令和2年時点で高齢者のいる世帯の約7割を占めています。</p> <p>また、令和2年時点では、全国、兵庫県より、西宮市の方が、一人暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦世帯の割合が高くなっています。</p>	令和2年度国勢調査データ公表に伴い、内容を更新。	P47																																																																						

NO.	従前案	修正案	修正理由	計画頁																																								
13	<p>資料編 1 統計データ詳細 (2) 世帯の状況 ③高齢者のいる世帯の状況</p> <p>【高齢者のいる世帯の類型別構成比の推移と比較】 ■西宮市</p>  <table border="1" data-bbox="257 470 952 718"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>一人暮らし高齢者 (%)</th> <th>高齢者夫婦世帯 (%)</th> <th>家族等同居世帯 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>27.2</td> <td>32.8</td> <td>40.0</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>29.2</td> <td>32.9</td> <td>37.8</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>30.4</td> <td>32.9</td> <td>36.7</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>30.9</td> <td>33.2</td> <td>35.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：国勢調査（各年10月1日現在）</p>	年	一人暮らし高齢者 (%)	高齢者夫婦世帯 (%)	家族等同居世帯 (%)	平成12年	27.2	32.8	40.0	平成17年	29.2	32.9	37.8	平成22年	30.4	32.9	36.7	平成27年	30.9	33.2	35.8	<p>【高齢者のいる世帯の類型別構成比の推移と比較】 ■西宮市</p>  <table border="1" data-bbox="987 470 1682 718"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>一人暮らし高齢者 (%)</th> <th>高齢者夫婦世帯 (%)</th> <th>家族等同居世帯 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年</td> <td>29.2</td> <td>32.9</td> <td>37.8</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>30.4</td> <td>32.9</td> <td>36.7</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>30.9</td> <td>33.2</td> <td>35.8</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>36.3</td> <td>34.0</td> <td>29.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：国勢調査（各年10月1日現在）</p>	年	一人暮らし高齢者 (%)	高齢者夫婦世帯 (%)	家族等同居世帯 (%)	平成17年	29.2	32.9	37.8	平成22年	30.4	32.9	36.7	平成27年	30.9	33.2	35.8	令和2年	36.3	34.0	29.7	令和2年度国勢調査データ公表に伴い、内容を更新。	P47
年	一人暮らし高齢者 (%)	高齢者夫婦世帯 (%)	家族等同居世帯 (%)																																									
平成12年	27.2	32.8	40.0																																									
平成17年	29.2	32.9	37.8																																									
平成22年	30.4	32.9	36.7																																									
平成27年	30.9	33.2	35.8																																									
年	一人暮らし高齢者 (%)	高齢者夫婦世帯 (%)	家族等同居世帯 (%)																																									
平成17年	29.2	32.9	37.8																																									
平成22年	30.4	32.9	36.7																																									
平成27年	30.9	33.2	35.8																																									
令和2年	36.3	34.0	29.7																																									
14	<p>資料編 1 統計データ詳細 (2) 世帯の状況 ③高齢者のいる世帯の状況</p> <p>【高齢者のいる世帯の類型別構成比の推移と比較】 ■兵庫県</p>  <table border="1" data-bbox="257 1109 952 1332"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>一人暮らし高齢者 (%)</th> <th>高齢者夫婦世帯 (%)</th> <th>家族等同居世帯 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>23.1</td> <td>28.8</td> <td>48.2</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>25.6</td> <td>29.9</td> <td>44.5</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>27.8</td> <td>30.6</td> <td>41.6</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>29.4</td> <td>31.5</td> <td>39.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：国勢調査（各年10月1日現在）</p>	年	一人暮らし高齢者 (%)	高齢者夫婦世帯 (%)	家族等同居世帯 (%)	平成12年	23.1	28.8	48.2	平成17年	25.6	29.9	44.5	平成22年	27.8	30.6	41.6	平成27年	29.4	31.5	39.1	<p>【高齢者のいる世帯の類型別構成比の推移と比較】 ■兵庫県</p>  <table border="1" data-bbox="987 1109 1682 1332"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>一人暮らし高齢者 (%)</th> <th>高齢者夫婦世帯 (%)</th> <th>家族等同居世帯 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年</td> <td>25.6</td> <td>29.9</td> <td>44.5</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>27.8</td> <td>30.6</td> <td>41.6</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>29.4</td> <td>31.5</td> <td>39.1</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>34.4</td> <td>34.1</td> <td>31.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：国勢調査（各年10月1日現在）</p>	年	一人暮らし高齢者 (%)	高齢者夫婦世帯 (%)	家族等同居世帯 (%)	平成17年	25.6	29.9	44.5	平成22年	27.8	30.6	41.6	平成27年	29.4	31.5	39.1	令和2年	34.4	34.1	31.5	令和2年度国勢調査データ公表に伴い、内容を更新。	P47
年	一人暮らし高齢者 (%)	高齢者夫婦世帯 (%)	家族等同居世帯 (%)																																									
平成12年	23.1	28.8	48.2																																									
平成17年	25.6	29.9	44.5																																									
平成22年	27.8	30.6	41.6																																									
平成27年	29.4	31.5	39.1																																									
年	一人暮らし高齢者 (%)	高齢者夫婦世帯 (%)	家族等同居世帯 (%)																																									
平成17年	25.6	29.9	44.5																																									
平成22年	27.8	30.6	41.6																																									
平成27年	29.4	31.5	39.1																																									
令和2年	34.4	34.1	31.5																																									

NO.	従前案	修正案	修正理由	計画頁																																																
15	<p>資料編 1 統計データ詳細 (2) 世帯の状況 ③高齢者のいる世帯の状況</p> <p>【高齢者のいる世帯の類型別構成比の推移と比較】 ■全国</p>  <table border="1" data-bbox="344 453 887 667"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>一人暮らし高齢者 (%)</th> <th>高齢者夫婦世帯 (%)</th> <th>家族等同居世帯 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>20.2</td> <td>26.4</td> <td>53.4</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>22.5</td> <td>27.8</td> <td>49.8</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>24.8</td> <td>28.6</td> <td>46.7</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>27.3</td> <td>29.6</td> <td>43.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：国勢調査（各年10月1日現在）</p>	年	一人暮らし高齢者 (%)	高齢者夫婦世帯 (%)	家族等同居世帯 (%)	平成12年	20.2	26.4	53.4	平成17年	22.5	27.8	49.8	平成22年	24.8	28.6	46.7	平成27年	27.3	29.6	43.1	<p>【高齢者のいる世帯の類型別構成比の推移と比較】 ■全国</p>  <table border="1" data-bbox="1102 453 1644 667"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>一人暮らし高齢者 (%)</th> <th>高齢者夫婦世帯 (%)</th> <th>家族等同居世帯 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年</td> <td>22.5</td> <td>27.8</td> <td>49.8</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>24.8</td> <td>28.6</td> <td>46.7</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>27.3</td> <td>29.6</td> <td>43.1</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>33.1</td> <td>32.2</td> <td>34.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：国勢調査（各年10月1日現在）</p>	年	一人暮らし高齢者 (%)	高齢者夫婦世帯 (%)	家族等同居世帯 (%)	平成17年	22.5	27.8	49.8	平成22年	24.8	28.6	46.7	平成27年	27.3	29.6	43.1	令和2年	33.1	32.2	34.7	令和2年度国勢調査データ公表に伴い、内容を更新。	P47								
年	一人暮らし高齢者 (%)	高齢者夫婦世帯 (%)	家族等同居世帯 (%)																																																	
平成12年	20.2	26.4	53.4																																																	
平成17年	22.5	27.8	49.8																																																	
平成22年	24.8	28.6	46.7																																																	
平成27年	27.3	29.6	43.1																																																	
年	一人暮らし高齢者 (%)	高齢者夫婦世帯 (%)	家族等同居世帯 (%)																																																	
平成17年	22.5	27.8	49.8																																																	
平成22年	24.8	28.6	46.7																																																	
平成27年	27.3	29.6	43.1																																																	
令和2年	33.1	32.2	34.7																																																	
16	<p>資料編 1 統計データ詳細 (2) 世帯の状況 ④ひとり親世帯の状況</p> <p>【ひとり親世帯の推移】</p>  <table border="1" data-bbox="309 1011 887 1305"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>母子世帯</th> <th>父子世帯</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成7年</td> <td>1,642</td> <td>246</td> <td>1,888</td> </tr> <tr> <td>平成12年</td> <td>2,106</td> <td>258</td> <td>2,364</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>2,478</td> <td>300</td> <td>2,778</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>2,608</td> <td>244</td> <td>2,852</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>2,362</td> <td>238</td> <td>2,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：国勢調査（各年10月1日現在）</p>	年	母子世帯	父子世帯	合計	平成7年	1,642	246	1,888	平成12年	2,106	258	2,364	平成17年	2,478	300	2,778	平成22年	2,608	244	2,852	平成27年	2,362	238	2,600	<p>【ひとり親世帯の推移】</p>  <table border="1" data-bbox="1048 1011 1626 1305"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>母子世帯</th> <th>父子世帯</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>2,106</td> <td>258</td> <td>2,364</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>2,478</td> <td>300</td> <td>2,778</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>2,608</td> <td>244</td> <td>2,852</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>2,362</td> <td>238</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>2,118</td> <td>227</td> <td>2,345</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：国勢調査（各年10月1日現在）</p>	年	母子世帯	父子世帯	合計	平成12年	2,106	258	2,364	平成17年	2,478	300	2,778	平成22年	2,608	244	2,852	平成27年	2,362	238	2,600	令和2年	2,118	227	2,345	令和2年度国勢調査データ公表に伴い、内容を更新。	P47
年	母子世帯	父子世帯	合計																																																	
平成7年	1,642	246	1,888																																																	
平成12年	2,106	258	2,364																																																	
平成17年	2,478	300	2,778																																																	
平成22年	2,608	244	2,852																																																	
平成27年	2,362	238	2,600																																																	
年	母子世帯	父子世帯	合計																																																	
平成12年	2,106	258	2,364																																																	
平成17年	2,478	300	2,778																																																	
平成22年	2,608	244	2,852																																																	
平成27年	2,362	238	2,600																																																	
令和2年	2,118	227	2,345																																																	

NO.	従前案	修正案	修正理由	計画頁																																								
17	<p>資料編 1 統計データ詳細 (7) 地域の団体・活動等に関する状況 ④民生委員・児童委員の状況</p> <p>民生委員・児童委員の定数は世帯数増加の影響で、平成27年時点で722人まで増加していますが、欠員数も増加しており、平成27年は38人となっています。</p> <p>【民生委員・児童委員の人数と一人あたり担当世帯数の推移】</p>  <table border="1"> <caption>従前案の推移データ</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>民生委員・児童委員定員数 (人)</th> <th>民生委員・児童委員欠員数 (人)</th> <th>一人あたりの担当世帯数 (世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>657</td> <td>640</td> <td>278.3</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>691</td> <td>676</td> <td>284.7</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>711</td> <td>687</td> <td>295.0</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>722</td> <td>684</td> <td>308.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：民生委員・児童委員の定数と欠員数は西宮市地域共生推進課統計（各年4月1日現在） 世帯数は国勢調査（各年10月1日現在）</p>	年	民生委員・児童委員定員数 (人)	民生委員・児童委員欠員数 (人)	一人あたりの担当世帯数 (世帯)	平成12年	657	640	278.3	平成17年	691	676	284.7	平成22年	711	687	295.0	平成27年	722	684	308.4	<p>民生委員・児童委員の定数は世帯数増加の影響で、令和2年時点で730人まで増加していますが、欠員数も増加しており、令和2年時点で73人となっています。</p> <p>【民生委員・児童委員の人数と一人あたり担当世帯数の推移】</p>  <table border="1"> <caption>修正案の推移データ</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>民生委員・児童委員定員数 (人)</th> <th>民生委員・児童委員欠員数 (人)</th> <th>一人あたりの担当世帯数 (世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年</td> <td>691</td> <td>676</td> <td>284.7</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>711</td> <td>687</td> <td>295.0</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>722</td> <td>684</td> <td>308.4</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>730</td> <td>657</td> <td>309.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：民生委員・児童委員の定数と欠員数は西宮市地域共生推進課統計（各年4月1日現在） 世帯数は国勢調査（各年10月1日現在）</p>	年	民生委員・児童委員定員数 (人)	民生委員・児童委員欠員数 (人)	一人あたりの担当世帯数 (世帯)	平成17年	691	676	284.7	平成22年	711	687	295.0	平成27年	722	684	308.4	令和2年	730	657	309.4	令和2年度国勢調査データ公表に伴い、内容を更新。	P63
年	民生委員・児童委員定員数 (人)	民生委員・児童委員欠員数 (人)	一人あたりの担当世帯数 (世帯)																																									
平成12年	657	640	278.3																																									
平成17年	691	676	284.7																																									
平成22年	711	687	295.0																																									
平成27年	722	684	308.4																																									
年	民生委員・児童委員定員数 (人)	民生委員・児童委員欠員数 (人)	一人あたりの担当世帯数 (世帯)																																									
平成17年	691	676	284.7																																									
平成22年	711	687	295.0																																									
平成27年	722	684	308.4																																									
令和2年	730	657	309.4																																									